

平成27年2月三木市教育委員会（臨時会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成27年2月10日（火）午後4時30分
- 2 閉 会 平成27年2月10日（火）午後7時00分

◇ 場 所 三木市役所 2階 職員厚生室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 審議事項
 - (1) 議決事項
議案第14号 三木市公立学校長及び教頭の人事異動内申について
 - (2) 協議事項
協議事項18 「（仮称）三木市立総合体育館」建設基本計画（案）
について
協議事項19 史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画（案）
について
協議事項20 平成27年度三木市教育の基本方針の策定について
- 4 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見 俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島 慶 子
	3番	教 育 委 員	稻 見 秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口 徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本 明 紀
事務局		教 育 部 長	山 本 公 大
		教 育 総 務 課 長	石 田 寛
		教 育 環 境 整 備 課 長	貞 松 保 夫
		学 校 教 育 課 長	野 口 博 史
		文 化 ス ポ ー ツ 振 興 課 副 課 長	高 田 耕 作
		文 化 ス ポ ー ツ 振 興 課 副 課 長	堀 内 基 代

教育センター所長	大 東	豊
図書館長	告 野	幹 也
教育総務課主査	五百蔵	一 也
教育総務課主事	八代醒	典 之

傍聴者 0人

◇ 会議内容

委員長が議事の進行について、議案第14号は人事案件であるため、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、会議の最後において、非公開で審議することについて委員に諮り、同意された。

1 開 会

委員長が、平成27年2月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、水島委員と松本教育長を指名した。

3 審議事項

(1) 協議事項

【協議事項18】「(仮称)三木市立総合体育館」建設基本計画(案)について

○高田文化スポーツ振興課副課長が次のように説明した。

12月の定例会で協議をいただき、その際ご指摘をいただいた点を修正した。当該修正点について説明する。

まず、目次のⅡで、前回は「新しい体育館の位置づけと果たす役割」としていたが、「新しい体育館と既存体育館の位置づけと果た

す役割」に変更している。本編2ページについても同様である。次に、2ページの下から8行目について、一文が長すぎわかりづらい文章となっていたため、途中で文章を区切っている。前回の4ページの上から2行目、「しかしながら、両体育館は老朽化や耐震化の課題があり、今後の利用が懸念される。」という一文については、仕様書にそぐわないという指摘があったため、削除している。また、今後、当該計画書を基に仕様書として調整する予定であることから、全体を通して、「重要である。」、「必要である。」等の表現は、仕様書にはそぐわないため、断定的な表現に改め、仕様書としての体裁にも配慮している。利用時間の拡大に関する記述について、都市部の体育館で検討中の事例があることを明示するとともに、運営や近隣への影響等の課題に触れつつ、今後のニーズに応じて導入を検討することとしている。前回の資料においては、概算工事費の金額を入れていなかったが、工事費として、16億3,000万円という金額を明示している。

(水島委員長職務代行者) 12ページのウ 施設の高効率利用の記述が前回から変わっていない。「大切である。」という表現となっているが、「する。」という表現に改めてほしい。また、「バスケットボール、バレーボールのコートを防球ネットによる分割利用とする。」としているが、バスケットボールとバレーボールに限定する必要があるのか。

(高田文化スポーツ振興課副課長) ここで言う防球ネットは天井から垂らすタイプの大きなものを想定しているため、バスケットボールとバレーボールに限定して記述した。ただ、今後他の競技においても当該防球ネットの使用が必要な場合が生じる可能性があるため、「バスケットボール、バレーボール等」という記述に改めたい。

(松本教育長) これは仕様書になるものであるから、防球ネットが天井から垂らすタイプのものであると明確にわかる記述にしなければならない。また、「クラブ利用時には、コート分割使用も考慮した、更衣ロッカー数を確保する。」としているが、「クラブ」の意味を説明してほしい。

(高田文化スポーツ振興課副課長) スポーツクラブという意味である。
補助事業であるため、スポーツクラブ機能を持たせる必要がある。
文章の趣旨が伝わりづらくなってしまったため、「クラブ利用時には、」という記述は削除したいと考える。

(里見委員長) プロポーザルの際に、その点が明確になるようしっかり記載し、説明してほしい。

(稲見委員) 7ページの(3)について、「景観等の配慮」で正しいのか、それとも「景観等への配慮」が正しいのか、次回議案として提出するまでに確認しておいてほしい。

(井口委員) 目次のIV 参考資料について、本編で「IV 参考資料」という記載がないため、修正してほしい。

(里見委員長) 本文の中で、体育館の表現について、「総合体育館」、「新体育館」、「新しい拠点体育館」等色々な表現が用いられているが、固有名詞として記述する場合はしっかり統一してほしい。
また、9ページ⑧の中で、「事務処理を行う。」としているが、ここは一般的な事務を行うのではなく、単に競技やトレーニングに係る事務処理を行うのみであることがわかる記述としてほしい。
また、13ページの8 今後の検討項目として、下足履きの可否を上げているが、これはプロポーザルの実施に向けて決定しておくべき事項ではないのか。

(高田文化スポーツ振興課副課長) 屋内プールについては室内履きとしており、それをつなぐ通路をどうするか現在検討中である。

(里見委員長) その点についてもプロポーザルで提案させてもいいと思うが、また結論を教えてください。工事費が16億3,000万円とのことだが、設備費も含まれているのか。

(高田文化スポーツ振興課副課長) 実施設計料の6,500万円、備品工事費の8,300万円を含んでいる。また、プロポーザルに

係る経費も含んでいる。備品費は含まれておらず、備品購入費として、別途1億3,000万円が必要となる見込みである。

(稲見委員) プロポーザルに任せきりになるより、ある程度方向性や選択肢があった方が良いのではないか。特に大きな事業においては、景観に関する事は非常に重要である。

(里見委員長) プロポーザルで良い提案が得られるよう、わかりやすい仕様書としてほしい。

【協議事項19】 史跡三木城跡及び付城跡・土塁保存管理計画（案） について

○堀内文化スポーツ振興課副課長が次のように説明した。

昨年12月定例会での協議を経て、県教委や文化庁に内容を確認していただき、先月1月16日に最終第4回目の策定委員会を開催し、今回の計画書を策定した。

まず、概要版の1、計画策定の目的は、貴重な遺跡として史跡指定を受けた「三木城跡及び付城跡・土塁」を適切に保存・管理し、次世代に継承していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準を定めることである。本編第1章に、目的と経緯、2章に、三木市の概要として、社会的環境、歴史的環境を記述している。史跡三木城跡及び付城・土塁については、領主の居城と攻城側が築いた付城、土塁から構成されており、これが一体的に史跡指定され、保存されることは国内において非常に稀なことである。現存している遺跡は、三木城が6、付城が20、土塁が25で、そのうち史跡指定を受けたのは、三木城が3、付城が7、土塁が8、合計18である。この史跡の概要については、第3章にまとめている。

次に2番の管理方針についてである。管理方針については、第4章に掲載している。遺構の現状や特性、土地利用から三木城地区と、付城・土塁地区の2地区に区別し、それぞれの保存管理方針を定めている。史跡三木城跡、付城・土塁については、三木城跡、付城・土塁を一体的に指定していることから、史跡の本質的価値を構成する要素と、それ以外の諸要素とに分けて、保存管理をしていくよう計画している。2ページ(3)各地区の保存管理方針として、まず、

三木城地区の保存管理方針は、混在する施設の整理と、植生管理を行い、三木城跡の本来の姿をわかりやすくして、適切な保存管理を図っていく。三木城本丸跡、二の丸跡については、史跡内に保育所、金物資料館など、様々な施設があるが、これらのうち天守台や井戸、土塁、堀など、三木合戦当時の遺構については、史跡の本質的価値を構成する要素として、保存していく。そのほか、本質的価値を構成する要素以外の要素、すなわち史跡と無関係の施設については、原則移転または撤去とするが、説明板などの史跡を理解するうえで有効なもの、また、歴史的文化的な地域コミュニティの場として存在意義のあるもの等については、当面憩いの場として活用していく。付城跡、土塁地区について、平井山の上付城跡、つまり秀吉本陣跡、法界寺山の上付城跡、高木大塚城跡などの付城については、定期的な下草刈りや、枝の除伐を行い、土塁・堀、櫓台などの地下遺構の保存を図り、市内外の方たちの見学などに活用しながら、適切に保存管理を図っていく。土塁については、緑地として地下遺構の保存を図り、樹木等の適切な管理を行っていく。

次に3ページの現状変更等の取扱い方針についてである。現状変更とは、史跡の現状を物理的に変更する一切の行為を言う。史跡指定地内において、現状を変更し、また、その保存に影響を及ぼすような変更をするときは、文化庁の許可を得る必要がある。国の機関による現状変更は、文化庁の同意を求める必要がある。軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項により、三木市教育委員会が許可の一部を執り行うことができる。

4の整備活用の基本方針について、基本的な考え方は、史跡の本質的価値を保全しつつ、歴史的価値の理解を深めてもらい、市民が親しみを持てる憩いの場として整備活用を行うことである。また、地域づくりや歴史を学ぶ場として保存と整備を行う。地域の商業、観光資源と連携した整備を行おうとしている。整備活用の方向性としては、史跡の現状保存を前提に、三木合戦が体感できるよう整備活用を行い、史跡の価値を全国に発信する。史跡を次世代に確実に継承し、市民にとって憩いの場として整備活用していく。整備活用計画については、史跡間の動線を考慮しつつ、三木城跡周辺ゾーンと、付城跡周辺ゾーンの2つに区別し、それぞれの整備の基本的な考え方と方向性を示している。まず、三木城周辺ゾーンについては、史跡の総合案内拠点として、既存施設の活用を図り、説明板の充実

や調査成果をもとに、遺構の復元や平面表示を図る。付城・土塁ゾーンについては、三木城を中心として、東ゾーン、北ゾーン、西ゾーン、南ゾーンに区別し、東ゾーンの拠点として秀吉本陣跡とするとともに、秀吉本陣跡の、攻城側の案内拠点として整備を図る。這田村法界寺については西ゾーン、小林八幡神社付城跡を南ゾーンの拠点として、案内板等の整備を行う。慈眼寺山付城跡については、まだ指定となっていないため、追加指定が必要となる。

5 史跡管理及び運営体制の基本方針は、本編第6章に掲載している。史跡の保存管理については、三木市が管理団体となり、三木市教育委員会が所管し、適切な保存管理を行うための体制づくりを進める。本編1-3に、史跡指定内容として、官報告示された旨記載しているが、現在はまだ官報告示がされていない。告示のタイミングによっては、予定と表示する等の対応が必要だと考えている。また、継続的な史跡の保存管理、整備計画を進めるために、地域や市民と協働して、市民参加の管理運営や、庁内の関連部署と横断的な連携調整を行い、庁内の協力体制を強化していく。

今後の課題については、本編第7章に掲載している。未指定地の課題、それから保存管理上の課題、史跡整備上の課題がある。未指定地の課題として、今回指定を受けた史跡は、指定を受けて保護を図る三木合戦関連史跡の一部であるが、残る未指定の付城や土塁の指定に向けた継続的な取組が必要となっている。未指定地の付城や土塁については、今後開発等による破壊が危惧されるため、先行取得も視野に入れた保護を図る必要がある。保存管理上の問題としては、史跡の見学や学習で大勢の人が立ち寄ることで、遺構や地形の保存状態に変化が現れることが危惧されるため、定期的に保存状態を調査し、復元、補修を視野に入れた資料の蓄積が必要となっている。継続的な調査研究として、史跡の活用や保存、推進、未指定地の指定範囲を決定するうえで、これまでの調査結果を踏まえた研究を進める必要がある。史跡整備上の課題として、整備基本計画が作られるまでは、この計画に基づき実施することとしているが、史跡は複数の遺跡で構成されており、それぞれの遺跡の特徴を生かした整備を考える必要があるため、学術調査や研究をもとに、中長期の整備計画を策定することが必要となっている。

(稲見委員) 三木城跡については、地下遺構も含めて指定を受けてい

るのか。例えば別所時代の石垣を大規模に発掘調査しようとする場合は、三木市教育委員会ではできないということか。

(松本教育長) 地下遺構も含めてであり、発掘調査には許可を要する。当市では、その点慎重に行っている。秀吉本陣跡に櫓を建てているが、現状変更に当たらない方法で行っている。

(井口委員) 目次にページを入れ、資料が見やすいよう工夫してほしい。また、案内板や説明板については、来られた方が迷わないように、しっかりと設置してほしい。

(里見委員長) 未指定の部分について、具体的なことが書かれていない。先行取得が必要な場合や、整備が必要な場合があると思うが、具体的にどのような管理運営体制をとっていくのか教えてほしい。

(松本教育長) 指定に向けた取組をしていく。ただし、市長部局との詰めができておらず、年次計画は作成できていない。早急に対応が必要だと考えている。

(里見委員長) 事業の実施には、予算も人も必要である。専門家の参加等、具体的な方策を示してほしいと思う。また、計画の公表はどのように行うのか。

(堀内文化スポーツ振興課副課長) 教育委員会での議決後、議会へ報告し、3月に記者発表する。ホームページには計画の概要を掲載する予定である。

【協議事項20】平成27年度三木市教育の基本方針について

○野口学校教育課長が次のように説明した。

前回の定例会において、3点ご指摘をいただいた。その点について説明する。

まず1点目として、総論の記述についてである。冊子1ページの総論について、第4段落で幼保一体化に向けた取組を、第5段落で英語教育の推進について述べている。

次に、2点目として英語教育の推進についてである。「話せる英語推進事業」として、目指す子ども像を、次世代で活躍する、豊かな国際感覚・コミュニケーション能力の基礎を身につけた子どもとしている。また、目的は、三木市の子どもたちが将来、グローバル化が加速度的に進行する国際社会で活躍するために、柔らかな発想と豊かな感性を持ち、新しい言語等を急速に吸収する児童期に、「聞く」「話す」体験を中心とした、話せる英語教育に取り組み、あいさつなど簡単な会話や身近なことについて考えや気持ちを英語で伝え合うことができること、としている。この中で、我々が事業を組み立てるうえで最も重視しているのが、「話せる」英語という部分である。我々の多くが英語を話せないと思っているが、なぜそう思っているのかと考えると、学んだことを実践する機会が無いことが、一つの理由ではないかと考えている。習ったことを実践し、相手に通じれば、話せるという実感を持つことができる。そういう実感を伴う英語教育を目指す。そのために、ALTの配置を見直す。現在三木市には5人のALTがいる。配置の中心は中学校である。平成27年度においては、中学校専属で4人、小学校専属で4人のALTを配置する。授業時間だけでなく、休み時間、給食の時間、掃除の時間を共に過ごすことで、英語を身近な存在として感じてもらうのが狙いである。このような事業を進めることを踏まえ、3ページのグローバル化に対応した教育の推進として基本方針を定めている。昨年度までは、「豊かな心」の育成の一環として記載していたが、平成27年度は、「確かな学力」の向上の一項目として記載する。特にこだわったのは、「我が国や郷土の伝統と文化を基盤にした異文化・価値観の理解及び国際社会に貢献する態度の育成」を同項目に記述した点である。我々が目指しているのは、単に英語が話せる人を育成することではない。真の国際人、すなわち日本の文化、日本の良さをしっかりと理解し表現できて、そのうえで相手の文化の良さを認められる人を育成することにある。この点が明確になるよう、英語教育に関する項目をまとめている。三木市では、ふるさと教育等を通じて、自尊感情を培う教育を実施してきた。だからこそ、真の国際人を育成するための英語教育を実施できる土壤があると考えている。

3点目、「人権教育・多文化共生教育の推進」と、「我が国や郷土の伝統や文化に関する教育の推進」の記載順序についてである。

稲見委員より、自国の文化への理解があつて初めて、他国の文化への敬意や尊重が可能になるのであつて、記載の順序もその点を踏まえるべきではないかとのご指摘をいただいていた。この点について、県の指導の重点が、人権教育と多文化共生教育を一体のものとして扱っており、本市でもそれになり両者を一体のものとして扱う。そして、人権教育がまずあつて、その次に伝統文化への理解という順序があるため、「人権教育・多文化共生教育の推進」、「我が国や郷土の伝統や文化に関する教育の推進」の順で記載することとする。

(稲見委員) 意見として違う部分はあるが、しっかり議論を尽くして結論を出してもらった点を評価したい。英語教育については、小学1年生からしていくという意義付けを、教育委員会でしっかりしておくことが重要である。

(井口委員) 最近英語活動という小学5年生の授業を見てきた。ゲームをしながら英語を学ぶということをしていたが、どうしてもゲームに夢中になって、肝心の英語の方がおろそかになっている印象があった。

(里見委員長) 英語教育については各学校でしっかり対応してもらわなければならない。こういうことをやるということを、各学校とも了解されているのか。

(野口学校教育課長) 各校校長にはご理解いただいている。また、授業の核になる英語教員による協議の場も設けている。

(里見委員長) 総論部分について、プロ野球でドラフト指名された大学生が、三木市立中学出身である旨わかる記述としてほしい。また、このお二人については1位で指名されており、その点も記載すべきである。総合教育会議について、「市長と教育委員会により教育施策の決定や協議を行う」と記述しているが、この書き方では、具体的な教育施策の決定に市長が関わってくるという誤解を生じる。「教育に関する大綱などの協議調整を行う」と明記すべきである。英語教育について、「英語が必須である新たな職業

が増えることが確実な中、」という記述は、確実であるとは言いきれないから、「確実視される中」という記述が好ましい。また、3 ページの英語教育の記述の二つ目について、「外国語の実践的な運用能力」としているが、「英語の」としてはいけないのか。

(野口学校教育課長) 国が指針として示しているのが、英語活動ではなく外国語活動となっているためこのような表記としている。ただ、同じ英語教育の記述の四つ目で、「教員の英語指導力向上を図る研修の充実」とし、英語教育を推進することを明示している。

(里見委員長) 9 ページの家庭教育の記述について、子育て支援事業と連携した家庭教育の推進と書いているが、具体的なことがわからない。こども未来部が創設され、また、幼保一体化を進める中で、教育委員会としてもさらに取組を進めるべき部分でもある。教育長はどのように考えておられるか。

(松本教育長) 教育の主要な部分は、あくまでも家庭において行われるということを市としても教育委員会としてもさらに啓発していかなければならないと考えている。保育の無料化への期待感もあって、認定子ども園の長時間部に入れるために仕事を探し始めるということも一部で起こっていると聞いている。家庭教育の重要性について、認定子ども園に通っていない世帯への啓発も必要だと考えている。

(水島委員長職務代行者) 人格を育てるということを、学校でできる部分は実は少ない。家庭での教育が何より大切だということを、明示できたら良いと思う。

(里見委員長) 総合教育会議の協議において、その点さらに議論していきたい。

(非公開)

【議案第14号】三木市公立学校長及び教頭の人事異動内申について

議案第14号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、非公開として審議したため、同規則第32条の規定により、内容については記載しない。

委員長が、議案第14号について採決を行い、原案のとおり可決された。

4 閉 会

委員長が、平成27年2月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。